

「貿易関係証明発給システム」への貿易関係証明申請者登録について

横浜商工会議所 国際部

平素より当所の貿易関係証明をご利用いただき、誠にありがとうございます。

商工会議所に原産地証明書などの貿易関係証明を申請される場合は、予め「貿易関係証明申請者登録」が必要です。当所では、「貿易関係証明発給システム」を利用して、下記のとおり登録手続きを実施しております。

記

<オンライン登録の登録手続きと必要書類について>

新規登録及び更新については、発給方法（オンライン・窓口）にかかわらず、オンライン上で登録手続きを行ってください。

◆貿易関係証明に関する誓約書、業態内容届、署名届

を専用サイトから印刷し、その他の必要書類（※）とともに、国際部に提出してください。

当所会員に限り、登録申請の郵送受付が可能です。

非会員の方は、必要書類を当所窓口へご提出ください。

《（※）その他の必要書類》

- ・法人 履歴事項全部証明書 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本各1部）
- ・個人 住民票 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本各1部）及び
開業届または納税証明書（事業税）のいずれかのコピー
- ・代表者や署名者が外国籍の場合は「在留カード（表裏両面）」「外国人登録証明書」
「特別永住者証明書」 「パスポート（氏名、在留資格、在留期限の記載されたページ）」いずれかのコピー
- ・履歴事項全部証明書に「古物」に関する記載がある場合は、都道府県公安委員会
発行の「古物商許可証」のコピー（表紙・裏表紙も含む全てのページ）
- ・事業拠点が「横浜市」以外である場合は、「地区外登録を必要とする理由書」
※横浜商工会議所会員の場合は提出不要です。
※理由書は横浜商工会議所ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.yokohama-cci.or.jp/issuance/trade/>

◆登録手続き完了後、「貿易関係証明発給システム」の利用に必要なIDとパスワードを発行します。

<手続きの流れ>

- ① 「貿易登録のご案内 (https://coo.jcci.or.jp/eCO/form_int.htm?id=1801)」 にアクセスし、「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程」と「商工会議所貿易関係証明罰則規程」を確認してください。
- ② 「貿易登録のご案内」で入力いただいたメールアドレスに 「貿易登録申請」を行うための URL をお送りします。(メールが届かない場合は、お問合せください)
- ③ 「貿易登録の申請」 ページで個人情報の取り扱いについて確認し、貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約に同意の上、企業情報や署名者情報を入力してください。
- ④ 誓約書、業態内容届、署名届を印刷し、誓約書に押印してください。
誓約書には社印と代表者印の枠がございますが、社印をお持ちでない場合は、両方に代表者印（印鑑証明書と同一の印）を押印してください。
- ⑤ 誓約書、業態内容届、署名届、その他の必要書類(履歴事項全部証明書等)を当所までご提出ください。

※横浜商工会議所の会員に限り、郵送受付もいたします。

〒231-8524 横浜市中区山下町 2 産業貿易センター8F 横浜商工会議所 国際部 宛

※横浜商工会議所の非会員の方は窓口までお越しください。

◎登録手数料 会員 無料

 非会員 11,000 円（消費税込み）

※手数料は書類提出時に現金でお支払いください。

- ⑥ 貿易登録の承認後、「貿易関係証明発給システム」 の利用に必要な貿易登録証(管理者 ID とパスワード)を発行します。
管理者 ID では、登録内容の変更や更新、署名登録証（ユーザーID・パスワード）の閲覧や出力が可能です。 証明書のオンライン発給には、 ユーザーID を使用します。

オンライン発給の手順は、別紙「一般原産地証明のオンライン発給について」をご確認下さい

◆詳細は以下にてご確認ください。

https://www.yokohama-cci.or.jp/assets/pdf/issuance/co_touroku.pdf

〈お問い合わせ〉

横浜商工会議所 国際部 TEL：045-671-7406

